

## Reader's Card ポイントサービス規約

### 第1条（規定の目的）

本規約は株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）が発行する Reader's Card（以下「本カード」といいます。）の利用に応じ、当社が本カード会員（以下「会員」といいます。）に対し提供するポイントサービス（以下「本ポイントサービス」といいます。）について定めたものです。

### 第2条（本ポイントサービスの概要）

本ポイントサービスの名称は「Reader's Card ポイント」といいます。Reader's Card ポイントとは、会員が本カードを利用して決済したカードショッピング利用代金（以下「カード利用代金」といいます。）に応じて、当社が Reader's Card ポイントを付与し、会員は当社所定のポイント引き換え条件を達成した場合に、インターラブの「ポイント引き換え受付画面」（以下「ポイント引き換え画面」といいます。）掲載の商品に引き換えていただくことができる制度です。会員が本カード以外の利用でポイントを付与されている場合、またはラブリィポイント等その他ポイントが付与されている場合であっても、当該ポイント間のポイント付替、合算などはできません。

### 第3条（ポイント付与および換算方法）

1. Reader's Card ポイント（以下、「ポイント」といいます。）は、毎月当社所定の日に締め切られた新規のカード利用代金に応じて付与されるものとします。

2. 前項のカード利用代金には、Edy、nanaco、Kyash、WebMoney、TOYOTA Wallet 等の電子マネーの各チャージ利用代金、キャッシングサービス、カード年会費、その他当社所定のものは含まないものとします。

3. ポイントはリボルビング払いを除く支払方法を利用した場合は、各月の新規カード利用代金合計金額 1,250 円（ただし、1,250 円未満は切り捨て）ごとに 11 ポイントに換算し、付与いたします。

4. リボルビング払いを利用した場合は、各月の新規カードショッピングリボルビング払い利用代金合計金額 1,250 円（ただし、1,250 円未満は切り捨て）ごとに 14 ポイントに換算し、付与いたします。ただし、以下の場合には、リボ変更サービスは、上記第3項のポイントに換算し付与いたします。

(1)請求金額確定後にリボ変更サービスを利用した場合

(2)リボ変更サービス利用前に既にポイントが付与されている場合

(3)当社がポイント付与を行う際に、会員が新規カードショッピングのリボ払い利用代金合計金額の全額又は一部の期限前弁済を行っていた場合。

### 第4条（ポイントの有効期間）

1. ポイントの有効期間は各ポイント付与月ごとに管理し、各ポイント付与月から起算して 24 ヶ月後の末日とします。

2. 有効期間内に第5条、第6条に定めるところによって還元がなされなかった場合、当該有効期間を経過したポイントは自動的に失効するものとし、他の有効期間内のポイントに繰り入れたり、有効期間を延長することはできないものとします。

### 第5条（還元）

当社は、各有効期間内の獲得ポイント数に応じて、会員からインターラブの「ポイント引き換え画面」にて申請を受け、ポイント引き換え画面掲載の商品に引き換えすることにより、還元を実施します。なお、この場合のポイント充当は、有効期間の満了日が近いポイントから順次差し引くことにより行うものとします。

### 第6条（還元の条件）

前条の還元は、次の条件をすべて満たした場合に行われるものとします。

1. 有効期間内の累計ポイントがポイント引き換え画面掲載の引き換え必要ポイント以上であること。

2.当社が還元を行う時点で、会員が本カードの会員資格を有していること。

#### 第7条（ポイントの通知）

当社は、会員に対して付与するポイント数及び累計された有効なポイント数ならびに有効期間等を、当該会員に対して連絡するご利用代金明細書または、インターネットクラブのご利用代金明細「WEB 明細サービス」（以下、これらを総称して「ご利用代金明細等」といいます。）により通知するものとします。

#### 第8条（還元商品の返還）

還元商品受け渡し後、第6条に規定する還元条件を満たしていないことが判明した場合には、会員は当社の請求に基づきただちに還元商品を当社に返還しなければならないものとします。

#### 第9条（公租公課）

本ポイントサービスにより還元を受けた商品について公租公課が課せられる場合は、会員が当該公租公課を負担するものとします。

#### 第10条（権利の喪失およびサービス停止等）

1.会員が、理由の如何を問わず、会員資格を喪失した場合、既に付与されているポイントは、すべて自動的に失効するものとし、本規約における会員の権利の全部が自動的に消滅するものとします。

2.会員が第8条に該当した場合には、当社は会員に通知することなく付与を中止し、既に付与されているポイントを失効させることができるものとします。

#### 第11条（権利の譲渡）

会員は、理由の如何を問わず、本ポイントサービスにおける権利を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または相続させることはできません。

#### 第12条（本ポイントサービスに関する疑義等）

ポイントの有効性、ポイント付与数、還元商品及び還元申請資格に関する疑義、その他本ポイントサービスの運営に関して生じる疑義は、当社において決定し、会員はその決定に従うものとします。

#### 第13条（変更・中止・終了等）

1.当社は、予告なしに本ポイントサービスの内容を変更、または中止もしくは終了することができるものとします。

2.上記第1項により、会員に損害が生じた場合にも、当社は一切の責任を負いません。

#### 第14条（準拠法）

本ポイントサービスの内容は日本の法律が適用されるものとします。